

山鹿市附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第27号

山鹿市附属機関に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市附属機関に関する規則（令和2年山鹿市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表歴史的風致維持向上計画協議会の項の次に次のように加える。

まちなかグラン ドデザイン策定 協議会	委員20 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 各種関係団体に所属す る者 (3) 市民 (4) 関係行政機関の職員	2年	会長及び 副会長1 人	建設部 都市整 備課
---------------------------	-------------	--	----	-------------------	------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。